

# ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和 (令和4年12月14日 気象等の予報業務の許可等に関する審査基準 一部改正)

## 規制改革の内容

### 措置前

気象予報業務の許可を受けるときは、現象の予想の時間に応じて一定の人数の気象予報士を事業所ごとに設置する必要がある。

### 措置

気象予報士が予測手法や予測結果を事前及び定期的に確認し技術的裏付けを確保する場合は、気象予報士の設置基準を緩和し、予報作業手順において機械化・自動化できる範囲を拡大可能とする。

### 効果

社会の様々な分野における多様なニーズに応じた予報サービスの利用を促し、生産性向上や企業BCPなどデータを活用した業務改善を推進。

## 規制改革の概要

現在



現象の予想



予報

気象予報士が都度自ら判断して予報作業を直接実施

今後

以下も可能に

【気象】

機械化・自動化

高頻度・高精度・高解像度の予報



事前確認



定期確認

気象予報士が予測手法や予測結果を事前及び定期的に確認し技術的裏付けを確保する場合は、気象予報士の設置基準を緩和し、予報作業手順において機械化・自動化できる範囲を拡大可能とする

予報サービスの利用促進

